

## 松本市松くい虫被害対策基本方針（概要）

### 1 目的

本市の被害の状況、これまでの防除対策、松林構成等を検証し、効果的な松くい虫防除対策及び、各地域に適した松林の保全・森林の再生を目的として、基本方針を策定するものです。

### 2 期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日

### 3 方針の考え方

松林の区分本方針は、国が定める「森林病虫害等防除法」を基本として、県の「防除実施基準」「農薬の空中散布の今後のあり方」に基づき、下記のとおり松林の区分ごとに対策を定めるものとする。

### 4 松林区分ごとの対策

守るべき松林	1 被害拡大防止にむけて伐倒駆除を徹底的に推進する 2 地域住民の合意形成をへて予防薬剤散布（有人・無人ヘリ、地上）を実施する。 3 樹幹注入を行い松くい虫の被害から大切な松を守る
周辺松林	1 更新伐や樹種転換により、守るべき松林への被害拡大を防止する。 2 森林整備実施区域内の被害木は、所有者からの要望により伐倒駆除を実施する 3 景観上、伐倒することが望ましい被害木の駆除を実施する 4 災害が発生する恐れがある場合は森林所有者と協議し伐倒駆除を行う
その他の松	1 住宅地等の個人や企業が所有する松について、要望により鑑定を行う 2 被害木の伐倒駆除について基本的には所有者が行う 3 特殊作業による被害木の伐採及び運搬に要す経費については所有者負担とする 4 公共施設（公園、市営住宅等）の松は基本的に所管課で伐倒処理を行う

### 5 その他の対策

#### （1）被害木の調査

ア 対策計画を進めるため委託等により調査を行う。（地上、空中探査）

イ 市民からの情報提供を受けての現地調査を行う

#### （2）激甚地域の対策

松くい虫被害対策協議会を設立させて地域全体で対策を協議する。

#### （3）被害材の活用

被害材や駆除材を利用し、木工品の生産や木質バイオマス発電、薪ボイラー等の燃料として有効活用するため、「松本市バイオマスタウン構想」に基づき関係機関と調整を図り推進する。

#### （4）防除方法の普及

市民に広報やホームページの他、出前講座や防除講習会等によりマツノザイセンチュウ病（松くい虫による松枯れのメカニズム）の理解と防除方法の普及を図り、所有者が自ら守るように啓発する。

#### （5）松くい虫防除の検証

松くい虫防除対策をより効果的に継続的に進めるため、実施した防除対策をその都度検証し、基礎データの収集と分析を行います。